参考

リ　ス　ク　管　理　債　権　情　報

このリスク管理債権は、機関保証等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示した債権額のすべてが回収不能となるものではありません。

（単位：千円，％）

区　　分	平成24年度（内機関保証付債権額）
破綻先債権額　(A)	12,653,330　（　9,321,397 ）
うち６箇月以上延滞債権額　(B)	2,999,459　（　66,980 ）
延滞債権額　(C)	7,758,436　（　915,276 ）
３箇月以上延滞債権額　(D)	8,229,391　（　7,871,355 ）
貸出条件緩和債権額　(E)	55,013,858　（　38,279,561 ）
合計(F)＝(A)＋(C)＋(D)＋(E)	83,655,016　（　56,387,591 ）
総貸付残高　(G)	1,274,863,479
比率　(F)／(G)×100	6.56 【機関保証付債権を除いた比率　2.14 】
（参考）｛(B)＋(C)｝／(G)×100	0.84 【機関保証付債権を除いた比率　0.77 】

（備考）金額の千円未満は、切捨て表示しています。

（注）破綻先債権額(A)：　会社更生開始、破産、民事再生手続開始、和議開始、整理・特別清算開始の申立てがあった債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付けの元金残高額をいいます。

うち６箇月以上延滞債権額(B)：　破綻先債権額(A)のうち、弁済期限を６箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額をいいます。

延滞債権額(C)：　弁済期限を６箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。

３箇月以上延滞債権額(D)：　弁済期限を３箇月以上６箇月未満経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で、破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。

貸出条件緩和債権額(E)：　経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（元本の返済猶予、一部債権放棄など）を行った貸付けの元金残高額で、破綻先債権額(A)、延滞債権額(C)及び３箇月以上延滞債権額(D)に該当しないものをいいます。
ただし、貸出条件の変更を行ったときから一定期間経過した債権であって信用リスクが正常債権（区分(A)から(E)に該当しないものをいいます。）と同等になったと判断される債権62,378,081千円は含めておりません。
なお、政府の経済対策などの要請によって返済条件の変更を行った貸付けを含んでおります。

その他：　総貸付残高(G)には、仮受金1,296,555千円を含んでおります。
債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権が正常債権である5,350,446千円については、リスク管理債権に含めておりません。